

神戸市特別市営住宅減免取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号。以下「条例」という。）第26条並びに神戸市営住宅条例施行規則（昭和35年4月規則第9号。以下「規則」という。）第27条及び第28条第7項により、特別市営住宅の家賃の減免の事務を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の基本方針)

第2条 この要領は、神戸市特別市営住宅の空住戸が増加傾向であることを踏まえ、入居者の居住の安定と、神戸市の人口減少を克服するための総合的支援の取り組みの一環として、適切にかつ公平性に配慮しつつ、対応することを旨として、解釈しなければならない。

2 家賃の減免を適用する住宅の種別は、条例第2条第6号による特別市営住宅とする。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減免 規則第28条第7項の定めにより家賃を減ずることをいう。
- (2) 新婚世帯減免 規則同条同項第1号で定める要件に合致する世帯（申請時点において、入居者又はその同居者が配偶者と同居している場合であって、当該配偶者との婚姻の届出が受理された日から起算して3年「市長が特別の事情があると認めるときは、3年を超えない範囲内で市長が特に必要と認める期間を加えた期間」を経過しておらず、当該市営住宅においてこの減免を受けたことのない世帯）に対する減免
- (3) 子育て世帯減免 規則同条同項第2号で定める世帯（申請時点において、小学校就学の始期に達するまでの者「同居している者に限る」を扶養する世帯）に対する減免
- (4) 多子世帯減免 規則同条同項第3号で定める世帯（申請時点において、18歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの者「同居している者に限る。」を3人以上扶養する世帯）
- (5) 集中減免期 家賃決定した日（2月）から、当該家賃決定以後の最初の3月31日までの期間をいう。

(減免申請の方法)

- 第 4 条 家賃の減免を受けようとする者は、原則として窓口にて「神戸市特別市営住宅家賃減免申請書」(様式 1 号)に必要事項を記載し、当該申請書に世帯全員の戸籍謄本又は住民票の写し(続柄表示のあるもの)等の証明書を添付して行うものとする。
- 2 減免の申請をするためには、期限が到来した家賃を全て納付していなければならない。ただし、分納誓約をし現に滞納家賃を定期的に納付し滞納家賃を減少させつつある者、または、減免申請と同時に分納誓約をして自主的に滞納家賃を納付しようとする意思が明らかに認められる者は、滞納があっても申請することができる。
- 3 減免申請時に滞納があり、当月中に一括納付するとの申し出があった場合には、当月中の領収日付の領収証書の提出を求めた上で、申請を受付けることができる。ただし、過去に強制執行判決を受けた者または和解の経歴等がある者を除く。
- 4 新婚世帯減免においては別居婚又は事実婚状態(住民票に未届の記載がある場合も含む。)、子育て世帯減免及び多子世帯減免においての別居扶養状態については、申請を受けないものとする。
- 5 第 1 項または第 3 項で提出を求めた書類に不足がある場合、「特別市営住宅家賃減免申請の不足・不備書類の提出について」(様式第 2 号)に記載することにより期限を指定して不足書類の提出を求めることとする。
- 6 減免期間終了後も減免世帯要件に該当し、継続して申請する場合(減免の更新)は、集中減免期(2月1日より3月31日までの間)に翌年度の減免のための申請を行うことができる。

(申請期限)

- 第 5 条 家賃の減免の受付は、原則として、減免を開始する月の前月の初日(初日が神戸市の休日に関する条例第 2 条に定める休日に当たるときはその翌日)から末日(末日が神戸市の休日に関する条例第 2 条に定める休日に当たるときはその前日)までに申請を行った者に対して行うものとする。ただし、翌年度の減免の更新申請については、集中減免期(2月1日より3月31日までの間)に減免申請を受付けるものとする。

(減免の開始)

- 第 6 条 減免の適用は、申請を受け付けた翌月から(減免の更新を除く。)とする。
- 2 減免申請と同時に、名義変更等の申請があった場合で、その後名義変更等の承認があれば、名義変更等の申請日の翌月から名義変更等の承認後の世帯構成にもとづいて減免を適用する。

(減免期間)

第 7 条 減免期間は年度を超えない範囲で1年以内とする。

- 2 新婚世帯減免は、最初の承認に基づき適用してから、通算して最長3年間を目処に更新することができるものとする。ただし、減免期間中に減免対象世帯でなくなった世帯の期間については、当該減免期間終了日までとする。
- 3 子育て世帯及び多子世帯減免期間は家賃の減免の開始する日の属する年度の末日までとする。但し、子育て世帯減免又は多子世帯減免期間中に減免対象世帯でなくなった世帯の期間については、当該減免対象世帯でなくなった年度の末日までとする。
- 4 第2項又は第3項に定める減免対象世帯でなくなった場合にあっては、「減免理由消滅届」(様式第3号)を提出させなければならない。

(減免承認)

- 第 8 条 減免の申請があった場合は、当該申請にもとづき審査を行い、家賃額及び期間を決定し、「神戸市特別市営住宅家賃減免承認書」(様式第4号)により申請者に通知するものとする。ただし、2項及び3項の場合には当該処理が完了しだい承認することとする。なお、承認は速やかに行われなければならないが、承認が可能な状況となつてから、概ね2週間以内に行われなければならない。
- 2 第4条第5項により承認を保留した場合、再提出を要求した書類がすべて提出されれば、審査を行い承認する。なお、保留期限日より1ヶ月を経過すれば、原則として「特別市営住宅減免申請却下通知」(様式第5号)により申請を却下する。なお、申請者の申し出により保留期限を延長できるが、申請日より1ヶ月以内とする。
 - 3 減免申請と同時に名義変更等の申請があった場合は、住宅管理課において名義変更等の承認の完了を待って承認することとし、住宅管理システムで承認した日の属する月の翌日より減免を承認する。
 - 4 世帯の構成が変化により、別の減免世帯要件に該当する場合、減免は変更される。但し、減免世帯要件が重複して該当する場合、重複しての減免の承認はできないものとする。
 - 5 減免期間中に同一住宅内の他の部屋もしくは他の特別市営住宅に住替える場合、住替先において第4条及び第5条による申請行為がなされた時、住替え先においての減免期間は、従前経過した減免期間(月数)を差し引いた期間とする。
 - 6 条例及び規則等に定める手続きを経ないで転入している者又は転出した者がいるものからの減免の申請については、承認しないこととすることができる。

(承認の取消)

第 9 条 事実と異なる申請により減免を受けていることが明らかになった場合は、承認を取り消し、その結果を「特別市営住宅家賃減免取消通知書」(様式第 6 号)により通知し、取消事由発覚後に受け付けた申請については却下する。

(端数処理)

第 10 条 減免後の家賃の額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を 100 円に切り上げる。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、家賃の減額・減免に関する必要な事項は建築住宅局長が定める。

附則

1. この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1. この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。